

研 修 科 目	つなぎ手人材育成研修
研 修 目 的	すべての人に「居場所」と「出番」がある社会の実現に向け、行政と市民、事業者等の垣根を低くし、多様な主体が対話し、交じり合い、つながる「結節点」としての役割を本市が果たすために、職員自身が市役所の外に出て、多様な主体と対話を重ね、関係を築き、協働するために必要な実践的な能力を養成する。
到 達 目 標	<p>1 つなぎ手人材育成研修</p> <p>① 市役所の「外に出る」必要性を理解し、庁外の様々な主体とつながろうとする積極的な姿勢を持つ。</p> <p>② 行政や自分自身の強み・できることを把握し、そのリソースを活かして、つながった庁外の人々と継続的な関係（ネットワーク）を築くことができる。</p> <p>③ 自身の身の回りの課題に対して、自身のネットワーク等を活用し、自律的に思考・行動し、未来志向で課題解決に向けた道筋を描くことができる。</p> <p>2 つなぎ手人材育成基本研修</p> <p>1①の前段階として、市役所の「外に出る」必要性や庁外の様々な主体とつながろうとする積極的な姿勢の重要性について理解する。</p>
受 講 対 象 者	<p>1：全職員</p> <p>2：入庁2年目の職員等</p>
受 講 予 定 人 数	<p>1：約90名（30名×3回を想定）</p> <p>2：約320名（80名×4回を想定）</p>
研 修 日 数 ・ 時 間 研 修 回 数	<p>1：1回あたり全3日間程度、年間3回</p> <p>2：1回あたり2時間～半日程度、年間4回（同じ内容を4回実施） （研修の日数や講義時間、間隔、回数は提案内容による）</p>
実 施 予 定 時 期	<p>1：①令和7年7～8月、②令和7年9～10月、③令和7年11～12月 （研修を実施する回数・時期は提案内容による）</p> <p>2：令和7年12月～令和8年2月頃</p>
研 修 方 法	<p>1：講義、演習</p> <p>2：講義（録画配信、オンライン配信等の手法も含む）</p>
研 修 内 容	<p>1 つなぎ手人材育成研修</p> <p>以下の内容について、講義と演習を交えながら実施すること。</p> <p>① 「協働」・「共創」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「協働」と「共創」の目的や必要性 ・ 「共創」の事例 ・ 「共創」していくために必要な要素、役割 <p>② 行政や自身の持つリソースの認識・把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者自身の強みや本市が持つ強み等の分析・認識 ・ 「共創」していくうえで受講者自身が活用できるリソースの把握

	<p>③ 課題解決の道筋の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者自身の周囲にある課題から「あるべき姿」を構想 ・ バックキャストにより「あるべき姿」を実現する道筋を受講者自身が設計 ・ 設計した内容をブラッシュアップするために各受講者に対して個別にフィードバック <p>④ 庁外の人々との協働の実践、ネットワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁外の人々と共に課題解決について考える（例：庁外の企業・団体等と連携した課題解決型の合同研修等） ・ 庁外の人々とのネットワーキングを実践 <p>2 つなぎ手人材育成基本研修</p> <p>1①で実施するものと同等の内容について、受講対象者の属性を踏まえ、必要に応じて内容を調整したうえで、講義（録画配信、オンライン配信等の手法も含む）を実施すること。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の市民参加の方向性及び本市の今後の方針を示す「新京都戦略（案）」内「Ⅶ しごとの仕方改革編」に掲げる内容を踏まえた内容を提案すること（以下 リンク参照）。 <p><第3期京都市市民参加推進計画></p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000001352.html</p> <p><新京都戦略（案）>※令和6年度中に策定予定</p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000335144.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、提案にあたっての諸条件については別紙参照。
<p>上 限 金 額</p>	<p>6, 0 0 0, 0 0 0円</p>

「つなぎ手人材育成研修」研修仕様書に係る特記事項

1 業務実施スケジュールについて

- ・ 契約開始後、本市と調整のうえ速やかに研修実施スケジュールを策定・提出すること。
- ・ 研修の日数、場所、各日に実施する概要については、本市と協議のうえ、5月末日までに確定させること。
- ・ 研修で実施する内容については、本市と協議のうえ、実施日の2週間前までに報告するとともに、研修に使用する資料を提出すること。

2 研修会場について

原則として、研修実施に必要な会場は、受託事業者において確保すること（会場費は委託料に含む）。

※ 受託事業者決定後、研修実施に向けた調整の中で、本市が所管する施設において研修を実施する必要性が生じた場合は、別途協議のうえ会場を決定する。

3 独自提案について

本仕様書で規定する内容に加え、受託事業者独自のノウハウやネットワーク等を活用し、本研修の目的の達成に資する独自の方法を提案すること。

例) 本研修を修了した職員に対し、

- ・ 外部の方々と接点を持つことのできる場を提供
- ・ 本研修の内容とリンクする e-learning を提供
- ・ 本研修で身に付けた能力の発揮に係る相談対応を実施 など